

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	辰野町

辰野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	辰野町産業振興課
所 在 地	長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地
電 話 番 号	0 2 6 6 - 4 1 - 1 1 1 1
F A X 番 号	0 2 6 6 - 4 1 - 3 9 7 6
メールアドレス	sangyou@town.tatsuno.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン、 鳥類（カラス等）、クマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	辰野町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
全体	稲・豆类・雑穀・果樹・ 飼料作物・野菜・いも類	被害面積：559a 被害額：19,869千円
(以下内訳)		
シカ	稲・雑穀・野菜	146a 1,226千円
イノシシ	稲・雑穀・果樹・飼料作物	64a 689千円
サル	稲・豆类・果樹・飼料作物 ・野菜・いも類	108a 3,399千円
タヌキ	果樹・野菜	27a 1,574千円
ハクビシン	果樹・飼料作物・野菜	33a 1,527千円
鳥類（カラス等）	雑穀・果樹・野菜	153a 9,261千円
クマ	果樹・野菜	28a 2,193千円

(2) 被害の傾向

シカ	: 7～9月に稲や野菜の被害が多い。主に東側山麓地域。
イノシシ	: 5～9月と比較的長い期間、野菜の食害や水稻、ソバの 踏み荒らしが多い。
サル	: 6月～10月に稲・野菜全般の食害が多い。主に西側山 麓の地域。
タヌキ	: 6月～11月農作物が豊富な時期に被害が目立つ。
ハクビシン	: 7月～8月に野菜の被害が多い。町内各地。
鳥類（カラス等）	: 8月～11月に果樹の被害が多い。主に南側地域。
クマ	: 8月～11月に農作物（トウモロコシ）の被害が多い。

(3) 被害の軽減目標

令和6年度被害面積及び被害額の約1%減とする。ただし、本町においては、農業者の減少が今後、加速していく見通しである。そのため、政策を正しく評価できない懸念が生じる。そこで、侵入防止柵や有害捕獲など、行政支援の対象農地における被害軽減実感率を新たな補足的指標として考えていきたい。

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
被害面積	全体	559a	同左	553.4a
	シカ	146a	同左	144.5a
	イノシシ	64a	同左	63.4a
	サル	108a	同左	106.9a
	タヌキ	27a	同左	26.7a
	ハクビシン	33a	同左	32.7a
	鳥類（カラス等）	153a	同左	151.5a
	クマ	28a	同左	27.7a
被害額	全体	19,869 千円	同左	19,670.3 千円
	シカ	1,226 千円	同左	1213.7 千円
	イノシシ	689 千円	同左	682.1 千円
	サル	3,399 千円	同左	3,365 千円
	タヌキ	1,574 千円	同左	1,558.7 千円
	ハクビシン	1,527 千円	同左	1,511.7 千円
	鳥類（カラス等）	9,261 千円	同左	9,168.4 千円
	クマ	2,193 千円	同左	2,171.1 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊による捕獲 ・鳥獣被害対策実施隊へ捕獲具の貸与 ・大型多頭捕獲檻の設置 ・捕獲奨励金の支給 ・捕獲サポート隊を活用した捕獲体制の構築	・鳥獣被害対策実施隊員の高齢化、人員不足 ・残渣処分場の確保 ・捕獲体制における責任の所在の未整理、万が一の際の補償のあり方 ・被害内容や程度に応じた規律ある捕獲 ・捕獲効率の向上
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵の設置 ・侵入防止柵の設置、管理方法に関する研修会の実施 ・追い払い方法に関する研修会の実施	・侵入防止柵の維持管理 ・侵入防止柵の不適切な設置 ・被害内容に応じた柵の構造仕様の選定及び設置ルートを選定 ・維持管理を考慮した柵の構造仕様の選定及び設置ルートを選定
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯の整備 ・鳥獣被害に関する研修会の実施 ・GPS首輪を活用した生息状況調査と情報提供	・GPS首輪等の生息状況調査結果の被害対策への反映 - 地域住民が主体となる体制構築 - 集落に残る鳥獣の誘引要素の除去

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害は、鳥獣の生息数増加や生息域拡大が一つの要因ではあるものの、すべてではない。鳥獣被害が発生する原因は、人間社会の有り様にあることを行政、地域住民がまず認識することが重要である。

今後、高齢化及び人口減少社会にあって、鳥獣の生息数や生息域は減少や縮小する要素は少ない。なぜなら、人間社会が縮小し、山林は一層樹林化が進み、そして連続性も増すからである。そのため、鳥獣を減らそうとするのではなく、人間社会が被害をもたらす原因を絶つ取組を持続的に実現することを基本方針とする。

そのためには、地域住民は自らの財産を自らで守るという原則に立ち返り、行政機関は、様々な制度、交付金等の情報を収集し続け、それらを最大限活用して、地域を支援する。セクショナリズムを越えて、こうした役割を行政機関が連携し、主体的に考え、行動する。その具体的な取組方針としては、以下の通りである。

① 捕獲

- ・ 従来、狩猟者団体の体制や技術に依って実施してきた有害捕獲は、これにより一定の被害抑制効果があったと考えられるものの、従事者個人に負担を強いてきた側面がある。
- ・ そもそも本町で構築している鳥獣被害対策実施隊は、制度上、捕獲のみならず侵入防止や追い払いなど多様な対策を実施するためのものである。
- ・ これまで隊員として活動いただいた捕獲従事者には引き続き協力をいただくとともに、本来のありよう等について意見交換し、より良い体制構築に努める。
- ・ 加えて侵入防止や追い払い等を活動内容に加え、体制を拡充する方針とする。

② 侵入防止対策

- ・ 近年の鳥獣被害管理に関する研究事例の蓄積から、侵入防止対策は獣種や地形等に応じて、構造や設置位置等を選定することが重要であることが明らかになってきた。
- ・ 本町では、こうした最新の知見を踏まえて今後、被害発生位置、被害をもたらす獣種等に応じた適切な柵の選定を基本的な方針とする。
- ・ 加えて侵入防止対策は、細やかなメンテナンスが欠かせない。柵の選定においては、こうした維持管理の容易さを加味し、メンテナンスにあたる地域住民と密にコミュニケーションを図り、維持管理を万全にする体制を構築する。

③ 環境整備

- ・ 農地や集落内に存在する放任果樹や野菜くず等、さらには稲刈り後の二番穂等は、鳥獣を集落に呼び寄せる意図せぬ誘引餌といえる。
- ・ これらを除去することは、被害抑制に重要である。
- ・ 一方、人口減少・高齢化社会にあって、これらの徹底した撤去を誰が実行するかということは、本町のみならず全国的な課題である。
- ・ そこで本町では、可能な限り地域住民が主体的、自律的に行動できるよう、普及啓発に注力するとともに、補助的な体制として鳥獣被害対策実施隊が稼働できるよう体制構築を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲

等に関する事項

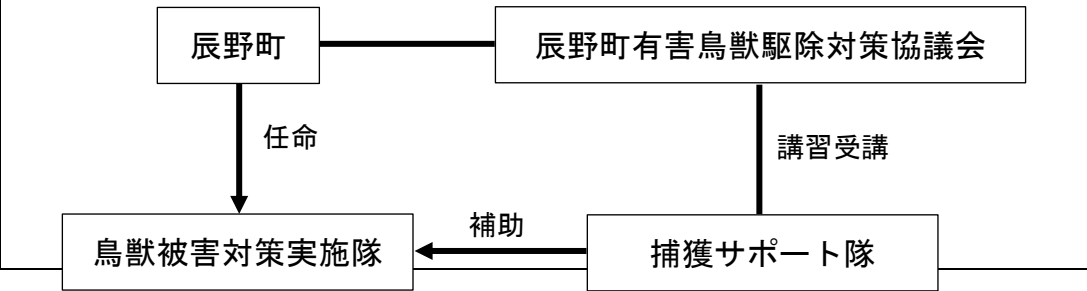
(1) 対象鳥獣の捕獲体制

辰野町は、事業主体として有害捕獲を設計・監理する。具体的には、鳥獣被害対策実施隊を組織し、日ごろの活動を管理する。加えて、将来の人員を確保するため、人材育成に努める。

また、捕獲の効率化及び安全性の向上を図るため、対象鳥獣の特性や被害状況、地形条件等を踏まえ、関係法令を遵守のうえ、必要に応じてライフル銃の使用を含めた適切な捕獲手法の活用を図る。

捕獲従事者は、鳥獣被害対策実施隊として事業に従事する意味を認識し、指揮命令系統に沿った活動をする。捕獲効率、安全確保に予断を持たず取り組み、社会に貢献する。

地域住民は、鳥獣被害抑制の有効な一手段である有害捕獲を他人任せにせず、町が構築する捕獲サポート隊に積極的に参加し、活動する。



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8~10年度	全て	・ 鳥獣被害対策実施隊の捕獲従事者を新たに確保するための取組を関係者と協議 ・ 一層効果的な捕獲を推進する検討会議を設置し、捕獲計画の策定、捕獲実績を精緻に記録する段取り、点検評価の手法について、捕獲従事者と協議 ・ 捕獲サポート隊の構築と運用によって捕獲従事者を確保

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
農作物被害の抑制を目的とする有害鳥獣捕獲においては、鳥獣の生息数そのものを山中で一律に削減することよりも、農地に接近・侵入する個体を的確に除去することが、被害軽減に直結することが知られている。
特に、農地被害を引き起こす個体は、山林内部ではなく、山林と農地の境界部（以下「山際」という。）を主な行動圏として反復的に出没する傾向がある。このため、本計画においては、農地被害の抑制に直接的な効果を有する捕獲として、山際および農地周辺における捕獲を重点的に実施することを基本方針とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	650 頭	650 頭	650 頭
イノシシ	250 頭	250 頭	250 頭
サル	250 頭	250 頭	250 頭
タヌキ	100 頭	100 頭	100 頭
ハクビシン	80 頭	80 頭	80 頭
鳥類（カラス等）	50 頭	50 頭	50 頭
クマ	4 頭	2 頭	2 頭

捕獲等の取組内容
① シカ及びイノシシ 生息域が拡大し、生息数の増加も顕著な二種については、特に積極的な加害個体の捕獲を行う。主な捕獲手法はわなとする。銃による捕獲を行う場合には、安全管理を特に強化する。捕獲実施時期及び場所は、被害データの整理結果を参照しながら計画する。
② サル サルの捕獲は、加害個体（群）を効果的に減らすことを意図して行う。町内に生息する群れは、概ね加害レベルに基づけば群れごとの除去を要する段階ではなく、加害個体の選別捕獲が求められる段階である。そのため、農地付近でわなにより捕獲を実施する。
③ クマ クマは、繰り返し出没し被害をもたらす、または被害をもたらすおそれがある場合に、ドラム缶檻等を用いて捕獲する。

④ その他獣類

・タヌキ、ハクビシン等のその他獣類については、人里近くで常に生息していることから、農作物等に依存する個体が生じた場合には、機動的に全町でわな捕獲するものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣の有害捕獲においては、捕獲従事者に危害が及ぶことを考慮し、ライフル銃を使用することで安全に捕獲することができる。ライフル銃の使用については、大型獣の捕獲が対象であり、人的被害発生のある場合の緊急時において、立地的条件・警察等の了解が得られた場合に使用することができる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル その他	- 各地区からの要望により、電気柵等を設置 - 今後の侵入防止柵の計画的な整備について、検討開始 電気柵 2,000m ネット柵 1,000m (要望による)	データを蓄積して分析し、効果が高く地域主体の維持管理が可能な柵の種類と設置ルートを検討及び整備 電気柵 2,000m ネット柵 1,000m (要望による)	データを蓄積して分析し、効果が高く地域主体の維持管理が可能な柵の種類と設置ルートを検討及び整備 電気柵 2,000m ネット柵 1,000m (要望による)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル その他	侵入防止柵の見回り・現地指導の実施体制を検討	侵入防止柵の見回り・現地指導の実施	侵入防止柵の見回り・現地指導の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

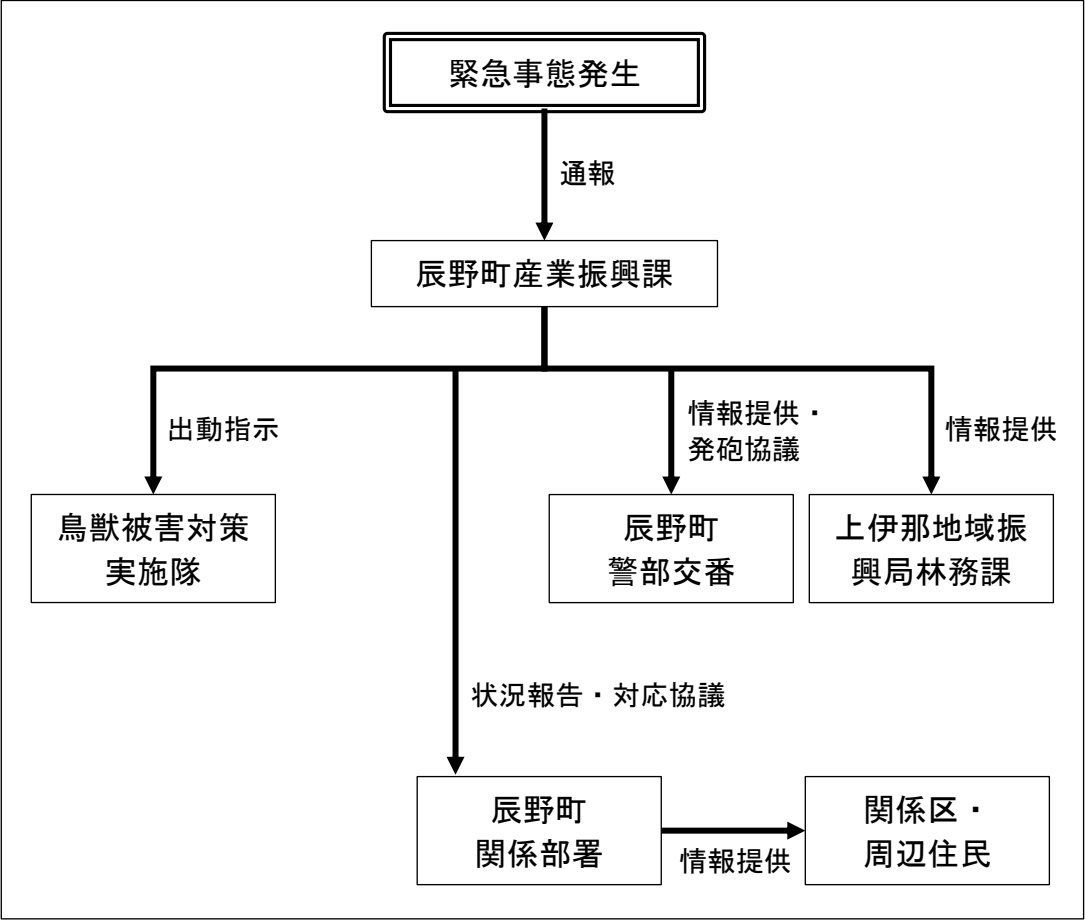
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8 ~10年度	シカ イノシシ サル その他	- 地域ぐるみでの被害防止対策推進のため研修会を年2回開催 (内容:被害防止に関する基礎知識、具体的な対策方法の普及等) - G P Sを使用したサルの行動調査を実施し、効果的な被害対策方法の検討や普及啓発に活用 - 広報誌やホームページ等で周知を図る。 - 地元住民が整備(維持管理)に合意する場合には、緩衝帯の整備を実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
辰野町	対象鳥獣の捕獲指示を発出。地域住民への注意喚起。関係機関との情報共有。
鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲。
伊那警察署辰野町警部交番	地域住民への注意喚起。周辺地域のパトロールを実施。
上伊那地域振興局林務課	捕獲に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した現場での埋設を基本とする。今後、処理施設での焼却処分について、関係機関と協議する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内に食肉処理施設がないため、自家消費に限られる。
ペットフード	利用しておらず、今後の予定はない。
皮革	利用しておらず、今後の予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	利用しておらず、今後の予定はない。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	辰野町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
辰野町	鳥獣被害に対する対策と助成
J A 上伊那	農作物被害の把握、防止対策の啓蒙・普及
農業委員会	耕作放棄地の解消
辰野町議会	鳥獣被害防止施策のための予算確保
上伊那森林組合伊北支所	林業被害の把握、防止対策の啓蒙・普及
上伊那農業農村支援センター	鳥獣被害防止対策の技術的な指導、普及
鳥獣保護管理員	個体数の把握、個体数調整への助言
農家組合	集落内の農作物被害防止対策の啓蒙・普及
区町会長	町内の農作物被害防止対策の啓蒙・普及
集落協議会	集落内の農作物被害防止対策の啓蒙・普及

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那地区野生鳥獣保護管理対策協議会	野生鳥獣の保護・監理を適正、効果的に行う
信州大学野生動物対策センター	鳥獣被害対策に関する助言、指導
上伊那地区野生鳥獣被害対策チーム	鳥獣被害対策技術の普及、広域情報の提供、許可申請
野生鳥獣被害対策支援チーム	鳥獣被害対策に関する助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

辰野町鳥獣被害対策実施他の設置に関する条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づいて、町職員又は辰野町猟友会員の中から、辰野町長が任命又は指名する者をもって組織する。鳥獣被害対策実施隊の監督者は辰野町町長とし、法令順守・安全確保のための体制を構築する。 鳥獣被害対策実施隊の活動は、鳥獣の駆除及び捕獲、被害防止対策とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を捕獲だけでなく、侵入防止や環境整備にも取り組めるよう、事例を収集し、検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本町と隣接する市町村でもサル被害が発生していることから、本町のサル行動追跡結果等を共有し、連携して被害対策に取り組む。